



2025年12月

新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn



内容

1

2025年12月17日付け、税務局発行の個人所得税（PIT）の確定申告後における本店所在地以外の各省への配分済税額の再確定の可否に関するオフィシャルレター第6043/CT-CS号

PIT

2

2025年12月15日付け、税務総局発行の扶養控除における扶養親族の登録および個人に係る新規税コードの登録に対する指導に関するオフィシャルレター第6030/CT-CS号

PIT

3

2025年12月10日、国会は2025年個人所得税法（改正）を可決した。規定により、2025年12月10日から遅くとも15日以内、すなわち2025年12月25日頃までに、2025年個人所得税法（改正）の全文が公布される予定である。主な新規定は以下のとおりである。

PIT

4

2025年12月15日付け、税務局発行の税務政策に関するオフィシャルレター第6006/CT-CS号

CIT

5

2025年11月26日付け、ザライ省税務局発行の支払期限超過の物品・サービスに対する付加価値税の控除に関するオフィシャルレター第2221/GLA-QLDN1号

VAT

6

2025年12月5日付け、クアンガイ省税務局発行の資産販売に係る付加価値税（VAT）政策に対する指導に関するオフィシャルレター第3441/QNG-QLDN1号

VAT

内容

7

2025年12月15日付け、税務総局発行の付加価値税（VAT）政策に関するオフィシャルレター第6010/CT-CS号

VAT

8

2025年12月11日、ベトナム社会主義共和国国会第15期第10回会議において、2025年付加価値税法の一部条項を改正・補足する法律（法律番号149/2025/QH15）が可決された。

VAT

9

2025年11月21日付け、クアンガイ省税務局発行の年間における控除可能な仕入付加価値税額の配分方法について指導するオフィシャルレター第3129/QNG-QLDN1号

VAT

10

2025年11月28日付け、財務省発行のホーチミン市の優先分野におけるイノベーション活動および起業活動に対する法人税・個人所得税免税の実施について、2023年の国会決議第98/2023/QH15号に基づく申告様式に関するオフィシャルレター第5615/CT-CS号

OTH

11

2025年11月24日付け、財務省関税総局発行の税関手続きに対する指導に関するオフィシャルレター第37951/CHQ-GSQL号

OTH

内容

12	2025年12月02日付け、ビンロン省税務局発行の株主からの借入金に係る利息支払に関するオフィシャルレター第1539/VLO-QLDN3号	OTH
13	2025年12月10日付け、クアンガイ省税務局発行の税務政策のガイダンスに関するオフィシャルレター第3525/QNG-QLDN1号	OTH
14	2025年12月26日付け、税務局発行の貸付金の担保資産の売却に係る課税に関するオフィシャルレター第6307/CT-CS号	OTH
15	2025年12月02日付け、政府発行の税務およびインボイス違反に対する処罰を規定した政令第125/2020/ND-CP号を修正・補足に関する政令第310/2025/ND-CP号	INV
16	2025年12月03日付け、タイニン省税務局発行の、商業割引のインボイス発行および5,000,000ドン未満の現金による費用・付加価値税（VAT）支払に関するオフィシャルレター第3322/TNI-QLDN2号	INV

内容

- | | | |
|-----------|---|------------|
| | 2025年12月16日付 ドンナイ省税務局発行の銀行に対する外貨売却取引に係るインボイス発行に関し、
<u>17</u> 2025年12月11日付 オフィシャルレター第8073/DON-QLDN1号を当面実施しない旨を通知するオフィシャルレター第8422/DON-QLDN1号 | INV |
| <u>18</u> | 2025年6月16日、国会は2025年雇用法（法第74/2025/QH15号）を可決した。本法律には多くの新規定が盛り込まれており、そのうち失業保険の拠出水準に関する新たな規定が、2026年1月1日より適用される。 | LAB |
| <u>19</u> | 2025年12月24日付け、政府発行の電子的労働契約の締結および履行に関する政令第337/2025/NĐ-CP号 | LAB |

1 個人所得税 (PIT) の確定申告後における本店所在地以外の各省への配分済税額の再確定

2025年12月17日付け、税務局発行の個人所得税 (PIT) の確定申告後における本店所在地以外の各省への配分済税額の再確定の可否に関するオフィシャルレター第6043/CT-CS号

以下の法的根拠に基づく：

- 税務管理法第38/2019/QH14号第47条1項（2024年11月29日付けの法律第56/2024/QH15号第6条6項により改正・補充）；
- 2020年10月19日付け、政府政令第126/2020/NĐ-CP号第7条4項a号；
- 2021年9月29日付け、財務省通達第80/2021/TT-BTC号第19条2項および第3項。

1 個人所得税 (PIT) の確定申告後における本店所在地以外の各省への配分済税額の再確定

2025年12月17日付け、税務局発行の個人所得税 (PIT) の確定申告後における本店所在地以外の各省への配分済税額の再確定の可否に関するオフィシャルレター第6043/CT-CS号

上記の規定および指導に基づき、以下のとおり整理・明確化される：

- 原則として、各省において勤務する個人の給与・賃金所得に係る個人所得税の配分額は、各個人ごとについて実際に源泉徴収された税額に基づいて算定される。

当該各省別の個人所得税額は、個人所得税の申告期間に対応する月次または四半期ごとに確定され、個人所得税の確定申告時において再確定は行われない。

- 追加申告については、税務管理法第38/2019/QH14号第47条1項（法律第56/2024/QH15号第6条6項により改正・補充）の規定に従って実施される。
- 個人所得税の申告、税額計算、税額配分および税務申告書類の追加申告に関しては、現在、集中型税務管理システムが業務要件を満たす形で対応済みであるとされている。

2 扶養控除における扶養親族の登録および個人に係る新規税コードの登録に対する指導

2025年12月15日付け、税務総局発行の扶養控除における扶養親族の登録および個人に係る新規税コードの登録に対する指導に関するオフィシャルレター第6030/CT-CS号

1. 新規税コードの登録および個人識別番号又は旧税コードの使用について：

以下の法的根拠に基づく：

税務管理法第38/2019/QH14号第30条1項、第33条3項および第35条7項；

- 2024年6月25日付け政令第69/2024/NĐ-CP号第40条4項；
- 2024年12月23日付け財務省通達第86/2024/TT-BTC号第5条5項、第38条2項および第39条2項。

上記の法規定に基づき、以下のとおり指導される：

2025年7月1日以降、企業は、従業員が税コードを変更する場合、または新規従業員もしくは税コードを有しない扶養親族について新たに税コードを登録する場合には、通達第86/2024/TT-BTC号第22条1項b号の規定に従い、税コードの新規登録を行うものとする。

2 扶養控除における扶養親族の登録および個人に係る新規税コードの登録に対する指導

2025年12月15日付け、税務総局発行の扶養控除における扶養親族の登録および個人に係る新規税コードの登録に対する指導に関するオフィシャルレター第6030/CT-CS号

税務登録が完了した後（すなわち、納税者である個人の税務情報が国家住民データベースに保存されている個人情報と同期された後）、企業は、法令の規定に従い、個人識別番号を用いて、税金の源泉徴収、申告および納税を行うものとする。

2. 勤務先変更時における扶養親族の税コードを納税者自身が登録することについて：

- 納税者は、個人所得税の算定において扶養控除を受けるため、税務機関に直接、または以下の電子ポータルを通じて扶養親族の登録を自ら行うことができる：
 - <https://dichvucong.gov.vn>；
 - <https://dichvucong.gdt.gov.vn>；
 - <https://thuedientu.gdt.gov.vn>；

2 扶養控除における扶養親族の登録および個人に係る新規税コードの登録に対する指導

2025年12月15日付け、税務総局発行の扶養控除における扶養親族の登録および個人に係る新規税コードの登録に対する指導に関するオフィシャルレター第6030/CT-CS号

納税者は、扶養控除の適用期間を通じて、各扶養親族につき一度のみ登録および証明書類の提出を行えば足り（通達第111/2013/TT-BTC号第9条1項i号の規定による）。

しかしながら、勤務先を変更した場合、各所得支払機関の間において情報共有の連携が行われていないため、新たな勤務先は当該納税者の扶養親族に対する扶養控除を適用する根拠を有しない。このため、納税者は、新たな勤務先における当該年度の税務申告期間中に、扶養控除の適用を受けるため、扶養親族の再登録を行う必要がある。

3 2025年個人所得税法（改正）に関する主な新規定

2025年12月10日、国会は2025年個人所得税法（改正）を可決した。規定により、2025年12月10日から遅くとも15日以内、すなわち2025年12月25日頃までに、2025年個人所得税法（改正）の全文が公布される予定である。主な新規定は以下のとおりである。

1. 課税対象となる年間売上高基準の引上げ（200,000,000 ドン／年 → 500,000,000 ドン／年）
 - 非課税となる年間売上高基準を500,000,000 ドン／年に引き上げ、税率を売上高に乗じて税額を算定する前に、当該金額を控除することとされた。
 - 年間売上高が500,000,000 ドン超3,000,000,000 ドン以下の個人・個人事業者について、実際の所得（売上高から費用を控除した額）に基づき、税率15%を適用する納税方法が追加された。

上記対象となる個人および個人事業者は、売上高に対する一定率課税方式または所得課税方式のいずれかを選択することができる。

3 2025年個人所得税法（改正）に関する主な新規定

2025年12月10日、国会は2025年個人所得税法（改正）を可決した。規定により、2025年12月10日から遅くとも15日以内、すなわち2025年12月25日頃までに、2025年個人所得税法（改正）の全文が公布される予定である。主な新規定は以下のとおりである。

2. 個人所得税の超過累進税率表の見直し（7段階 → 5段階）

- 税率表は、一部の税率を引き下げ、急激な税負担増を回避し、労働者の意欲を高める方向で調整された。具体的には以下のとおりである。
 - 第2段階：15% → 10%
 - 第3段階：25% → 20%

3 2025年個人所得税法（改正）に関する主な新規定

2025年12月10日、国会は2025年個人所得税法（改正）を可決した。規定により、2025年12月10日から遅くとも15日以内、すなわち2025年12月25日頃までに、2025年個人所得税法（改正）の全文が公布される予定である。主な新規定は以下のとおりである。

2. 個人所得税の超過累進税率表の見直し（7段階 → 5段階）

- 月次課税所得区分は以下のとおり定められている。
 - 第1段階：10,000,000 ドン以下 → 5%
 - 第2段階：10,000,000 ドン超～30,000,000 ドン以下 → 10%
 - 第3段階：30,000,000 ドン超～60,000,000 ドン以下 → 20%
 - 第4段階：60,000,000 ドン超～80,000,000 ドン以下 → 30%
 - 第5段階：80,000,000 ドン超 → 35%

3 2025年個人所得税法（改正）に関する主な新規定

2025年12月10日、国会は2025年個人所得税法（改正）を可決した。規定により、2025年12月10日から遅くとも15日以内、すなわち2025年12月25日頃までに、2025年個人所得税法（改正）の全文が公布される予定である。主な新規定は以下のとおりである。

3. 扶養控除額の引上げ

- 納税者本人に対する控除額：月額15,500,000 ドン（年額186,000,000 ドン相当）
- 扶養親族1人当たりの控除額：月額6,200,000 ドン

4. 金地金（インゴット）の譲渡に係る課税

- 金地金の各回の譲渡価額に対し、税率0.1%を課税する。
- 政府は、課税対象となる取引金額の基準、課税開始時期および金市場管理のロードマップに応じた税率調整について規定する権限を付与されている。

3 2025年個人所得税法（改正）に関する主な新規定

2025年12月10日、国会は2025年個人所得税法（改正）を可決した。規定により、2025年12月10日から遅くとも15日以内、すなわち2025年12月25日頃までに、2025年個人所得税法（改正）の全文が公布される予定である。主な新規定は以下のとおりである。

5. 不動産譲渡に係る課税

- 不動産譲渡に係る税額は、譲渡価額に税率2%を乗じて算定される。
- 不動産譲渡による課税所得の確定時点は、法令に基づき譲渡契約が効力を生じた時点、または不動産の使用権・所有権の登録時点とされる。

6. 一部所得に係る課税基準額の引上げ

- 懸賞当選、著作権、フランチャイズ、相続、贈与等、発生都度判定される所得区分について、課税所得を判定する基準額を1回当たり10,000,000ドンから20,000,000ドンへ引き上げた。

3 2025年個人所得税法（改正）に関する主な新規定

2025年12月10日、国会は2025年個人所得税法（改正）を可決した。規定により、2025年12月10日から遅くとも15日以内、すなわち2025年12月25日頃までに、2025年個人所得税法（改正）の全文が公布される予定である。主な新規定は以下のとおりである。

7. 課税所得範囲の拡大または明確化

- 新たに、“.vn”ドメイン名の譲渡、排出削減成果、カーボンクレジット、競売により取得した自動車ナンバープレート、デジタル資産、金地金等が課税所得として追加された。

8. 個人・個人事業者に対する付加価値税との整合

- 付加価値税においても、非課税となる年間売上高基準は同様に500,000,000ドン／年へ引き上げられた。

9. 施行日

- 本法は2026年7月1日より施行される。
- ただし、居住者である個人の事業所得、給与および賃金所得に関する規定については、2026年1月1日より施行される。

4 土地賃貸契約に基づく土地使用料に関する費用に関する税務政策

2025年12月15日付け、税務局発行の税務政策に関するオフィシャルレター第6006/CT-CS号

以下の法的根拠に基づく：

- 2015年1月27日付け、天然資源環境省発行の通達第02/2015/TT-BTNMT号第9条2項b号；
- 2014年6月18日付け、財務省発行の通達第78/2014/TT-BTC号第6条（2015年6月22日付けの通達第96/2015/TT-BTC号第4条により改正）。

上記の法規定に基づく：

- 企業が分割又は分社化される以前に、当該企業が国家から土地を賃借し、年払いによる地代を納付している場合、又は賃借期間全体について一括して地代を納付している場合には、分割又は分社化後に土地を使用する企業は、分割又は分社化前の企業が有していた土地使用権に関する権利および義務を承継するとともに、土地および土地に付随する資産に関する土地 变動 登記手続きを実施する責任を負うものとされている。

4 土地賃貸契約に基づく土地使用料に関する費用に関する税務政策

2025年12月15日付け、税務局発行の税務政策に関するオフィシャルレター第6006/CT-CS号

- ・ 法人税に関する税務取扱いについて：
 - 上記規定に基づき、原則として、企業の支出が生産・事業活動に関連し、かつ法令に従った十分なインボイスおよび証憑を備えている場合には、法人税の課税所得を算定する際に、損金算入対象外としてではなく、損金算入が認められる。
 - これにより、企業において、期限付きの土地賃貸契約に基づく土地使用料に関する費用が発生しているものの、土地賃借権を証明する書類上の名義が依然として企業X名義のままである場合には、当該土地賃料の支払に関する費用は、課税所得を算定する際の損金算入の要件を満たさず、損金算入が認められないものとされる。

5 支払期限超過の物品・サービスに対する付加価値税の控除

2025年11月26日付け、ザライ省税務局発行の支払期限超過の物品・サービスに対する付加価値税の控除に関するオフィシャルレター第2221/GLA-QLDN1号

以下の法的根拠に基づく：

- 2024年11月26日制定の付加価値税法第48/2024/QH15号第14条2項b；
- 2025年7月1日付け政令第181/2025/NĐ-CP号第26条2項g。

上記の法規定に基づき、以下のとおり指導される：

分割払いや後払いで購入された財・サービスで、購入金額が5,000,000ドン以上の場合において、契約に基づく支払期日までに非現金による支払証憑が存在しない場合、当該企業は契約に基づく支払義務が生じた課税期間において、非現金支払証憑がない財・サービスの購入価額に対する控除可能付加価値税額を申告し、減額調整するものとする。

新情報 2025年12月

6 資産販売に係る付加価値税

2025年12月5日付け、クアンガイ省税務局発行の資産販売に係る付加価値税 (VAT) 政策に対する指導に関するオフィシャルレター第3441/QNG-QLDN1号

以下の法的根拠に基づく：

- 付加価値税法第48/2024/QH15号；
- 2020年10月19日付第の政令第123/2020/NĐ-CP号10条6項、並びに2025年3月20日付の政令第70/2025/NĐ-CP号第1条7項b号におけるインボイス記載事項に関する規定；
- 土地法第31/2024/QH15号第46条。

6 資産販売に係る付加価値税

2025年12月5日付け、クアンガイ省税務局発行の資産販売に係る付加価値税 (VAT) 政策に対する指導に関するオフィシャルレター第3441/QNG-QLDN1号

上記の法規定に基づき、以下のとおり指導される：

- 土地法第31/2024/QH15号の規定に基づき譲渡が認められる土地付着資産であって、当該資産が、ズンクアット経済区およびクアンガイ省工業団地管理委員会より付与されたプロジェクト目的に直接供され、かつ当該許可されたプロジェクト目的以外の活動には使用されていない場合には、政令第181/2025/NĐ-CP号第18条および通達第69/2025/TT-BTC号第4条に規定する書類・手続の条件を満たすことを前提として、付加価値税の0%税率の適用が認められる。ただし、付加価値税法第48/2024/QH15号第9条1項d点、政令第181/2025/NĐ-CP号第17条4項に規定する0%税率の適用除外規定に該当する場合を除く。

6 資産販売に係る付加価値税

2025年12月5日付け、クアンガイ省税務局発行の資産販売に係る付加価値税 (VAT) 政策に対する指導に関するオフィシャルレター第3441/QNG-QLDN1号

上記の法規定に基づき、以下のとおり指導される：

- ・ 土地賃貸契約における土地賃借権の再譲渡については、法令に基づき当該会社にその譲渡が認められている場合であっても、当該取引は税率0%の適用対象には該当しない。
- ・ インボイスに記載する資産名称の内容については、政令第123/2020/ND-CP号第10条6項および政令第70/2025/ND-CP号第1条7項b点に規定する商品・サービス名の規定に従って実施する。

7 5,000,000 ドン以上の価値を有する商品・役務について、分割払又は後払（延払・割賦）による支払に対する付加価値税（VAT）政策

2025年12月15日付け、税務総局発行の付加価値税（VAT）政策に関するオフィシャルレター第6010/CT-CS号

5,000,000 ドン以上の価値を有する商品・役務について、分割払又は後払（延払・割賦）による支払を行う場合、契約または契約付属書に定められた支払期限の到来時点において、事業者が非現金支払証憑を保有していないときは、当該事業者は、契約または契約付属書に基づき支払義務が発生する課税期間において、非現金支払証憑を有しない商品・役務の価値部分に対応する控除可能な仕入付加価値税額を申告の上、調整減額しなければならない。

上記のとおり控除対象となる仕入付加価値税額について既に申告及び調整減額を行った後、企業が非現金支払証憑を取得した場合には、当該企業は、規定に従い、非現金支払証憑を有する商品・役務の価値部分に対応する付加価値税額について、控除の申告を行うものとする。

2025年付加価値税法改正法における最新の主な改正内容

2025年12月11日、ベトナム社会主義共和国国会第15期第10回会議において、2025年付加価値税法の一部条項を改正・補足する法律（法律番号149/2025/QH15）が可決された。

これにより、2025年付加価値税法改正法における最新の主な改正内容は以下のとおりである。

1. 付加価値税の申告・納付は不要であるが、仕入付加価値税の控除が認められる対象を追加する。

2025年付加価値税法の一部条項を改正・補足する法律第1条1項a号に基づき、2024年付加価値税法第5条1項が以下のとおり改正・補足された。

- 組織または個人が自ら生産または漁獲し、他の製品に加工されていない、または通常の簡易加工のみを施した農作物、林産物、畜産物、養殖水産物および漁獲水産物の販売段階 および輸入段階。

企業、協同組合、協同組合連合が、他の製品に加工されていない、または通常の簡易加工のみを施した農作物、林産物、畜産物、養殖水産物および漁獲水産物を、他の企業、協同組合、協同組合連合に販売する場合には、付加価値税の申告・計算・納付は不要とされが、仕入付加価値税の控除は認められる。

8 2025年付加価値税法改正法における最新の主な改正内容

2025年12月11日、ベトナム社会主義共和国国会第15期第10回会議において、2025年付加価値税法の一部条項を改正・補足する法律（法律番号149/2025/QH15）が可決された。

2. 事業を営む世帯および個人に対する付加価値税非課税となる売上高基準を500,000,000ドンに引き上げる

2025年付加価値税法の一部条項を改正・補足する法律第1条1項b号に基づき、2024年付加価値税法第5条25項が以下のとおり改正・補足された。

事業を営む世帯および個人の年間売上高が500,000,000ドン以下の商品および役務、事業を行っていない組織・個人が販売する資産、付加価値税納税者に該当しない者、国家備蓄機関が販売する国家備蓄物資、ならびに手数料および使用料に関する法令に基づく各種手数料・使用料。

2025年付加価値税法改正法における最新の主な改正内容

2025年12月11日、ベトナム社会主義共和国国会第15期第10回会議において、2025年付加価値税法の一部条項を改正・補足する法律（法律番号149/2025/QH15）が可決された。

3. 生産過程において回収される不良品、副産物、スクラップに対する付加価値税率を再規定する。

2025年付加価値税法の一部条項を改正・補足する法律第1条第2項に基づき、2024年付加価値税法第9条5項が以下のとおり改正・補足された。

- 生産過程において回収される不良品、副産物、スクラップについては、当該不良品、副産物、スクラップに該当する品目の付加価値税率を適用する。

8 2025年付加価値税法改正法における最新の主な改正内容

2025年12月11日、ベトナム社会主義共和国国会第15期第10回会議において、2025年付加価値税法の一部条項を改正・補足する法律（法律番号149/2025/QH15）が可決された。

4. 一部規定の廃止

2025年付加価値税法の一部条項を改正・補足する法律第1条3項に基づき、2024年付加価値税法第12条3項および第15条9項c号が以下のとおり廃止された。

- 2024年付加価値税法第12条3項を廃止する。同項に規定されていた、会計、インボイスおよび証憑制度を実施していない、またはその実施が十分でない生産・事業活動を行う事業世帯および個人に対する付加価値税の直接計算方式については、2019年税務管理法に定める定額課税方式により付加価値税を納付するものとされていた。
- 2024年付加価値税法第15条9項c号の2024年付加価値税法第15条に規定する付加価値税の還付対象となる事業者に係る還付要件を廃止する。当該還付申請を行う事業者に対して発行されたインボイスについて、売手が法令の規定に従い付加価値税の申告および納付を行っていることとする要件を廃止する。

留意：2025年付加価値税法の一部条項を改正・補足する法律は、2026年1月1日より施行される。

9 年間における控除可能な仕入付加価値税額の配分方法について指導

2025年11月21日付け、クアンガイ省税務局発行の年間における控除可能な仕入付加価値税額の配分方法について指導するオフィシャルレター第3129/QNG-QLDN1号

課税対象となる商品・サービスの生産・事業活動と、非課税の商品・サービスの生産・事業活動の双方に同時に使用される商品・サービス（固定資産を含む）に係る仕入付加価値税については、付加価値税の課税対象となる商品・サービスの生産・事業活動に使用される部分に対応する仕入付加価値税額のみが控除対象となる。事業者は、控除可能な仕入付加価値税額と控除不可の仕入付加価値税額を会計上区分して計上しなければならない。区分計上 ができない場合には、控除可能な仕入付加価値税額は、当該課税期間における付加価値税課税対象の商品・サービスの売上高が、当該期間の総売上高に占める割合（%）に基づいて算定される。

また、付加価値税法第48/2024/QH15号の施行日以降は、事業者が月次で 暫定的に配分し控除した仕入付加価値税額について、年末に当該年度分の控除可能な仕入付加価値税額を再配分計算し、仕入付加価値税の申告内容を調整することを求める規定は設けられていない。

ホーチミン市の優先分野におけるイノベーション活動および起業活動に対する法人税・個人所得税免税の実施について、2023年の国会決議第98/2023/QH15号に基づく申告様式

2025年11月28日付け、財務省発行のホーチミン市の優先分野におけるイノベーション活動および起業活動に対する法人税・個人所得税免税の実施について、2023年の国会決議第98/2023/QH15号に基づく申告様式に関するオフィシャルレター第5615/CT-CS号

1. 法人税の申告について：

- 国会決議第98/2023/QH15号に基づき、既存の申告様式03/TNDNには「免税所得…」欄の[C2]項目が設けられており、現行の申告アプリケーション上でも免税対象所得（リストに基づく）を選択できる機能が実装されている。しかしながら、イノベーション活動および起業活動に係る免税所得は特別なケースであるため、現行リストにはまだ登録されていない。これに伴い、税務当局は、納税者が法令の規定に従って適切に申告できるよう、「2023年6月24日付け国会決議第98/2023/QH15号に基づく免税所得」を「免税所得…」のリストに追加する予定である。

10 ホーチミン市の優先分野におけるイノベーション活動および起業活動に対する法人税・個人所得税免税の実施について、2023年の国会決議第98/2023/QH15号に基づく申告様式

2025年11月28日付け、財務省発行のホーチミン市の優先分野におけるイノベーション活動および起業活動に対する法人税・個人所得税免税の実施について、2023年の国会決議第98/2023/QH15号に基づく申告様式に関するオフィシャルレター第5615/CT-CS号

2. 個人所得税の申告について：

- 現在においては、個人が資本譲渡による所得を得る場合、財務省が2021年9月29日付けの公布した通達第80/2021/TT-BTC号に添付の申告様式に基づき個人所得税を申告することとなっている。
- しかし、2023年6月24日付け、国会の決議第98/2023/QH15号は、ホーチミン市内のスタートアップ企業に対する資本譲渡または出資権譲渡による所得について、個人所得税の免税を規定しており、これは通達第80/2021/TT-BTC号より後に公布されている。そのため、現行の資本譲渡申告書には、免税となる個人所得税を申告する項目が存在しておらない。
- 税務総局は、ホーチミン市税務局からの当該問題を正式に受領しており、2025年12月に可決予定の改正「税務管理法」の施行ガイドとなる通達の策定時に、当該申告項目を追加する。

11 税関手続きに対する指導

2025年11月24日付け、財務省関税総局発行の税関手続きに対する指導に関するオフィシャルレター第37951/CHQ-GSQL号

以下の法的根拠に基づく：

- 2025年6月25日制定の法律第90/2025/QH15号第3条3項により追加された第47a条1項、2項；
- 2015年1月21日制定の政令第08/2015/NĐ-CP号第35条、及び2025年6月30日付け政令第167/2025/NĐ-CP号第1条19項による修正・追加。

上記の法規定に基づき、以下のとおり指導される：

当該企業の機械が、期間限定での賃貸・借用に該当し、かつ外国事業者によりベトナム国内の他の企業への納入を指定され、期間満了後に新たな賃貸契約により延長される場合には、現地において輸出手続きを、法律第90/2025/QH15号第47a条、政令第08/2015/NĐ-CP号第35条（政令第167/2025/NĐ-CP号第1条19項により修正・追加）、及び財務省令第38/2015/TT-BTC号第86条（2018年4月20日付け省令第39/2018/TT-BTC号により修正・追加）に従って実施するものとする。

12 株主からの借入金に係る利息支払

2025年12月02日付け、ビンロン省税務局発行の株主からの借入金に係る利息支払に関するオフィシャルレター
第1539/VLO-QLDN3号

以下の法的根拠に基づく：

- 2019年06月13日付け、国会の税務管理法第38/2019/QH14号第49条2項；
- 2019年06月13日付け、国会の税務管理法第38/2019/QH14号第50条1項d点；
- 2020年11月05日付け、政府の政令第132/2020/NĐ-CP号第5条1項1号および第2項；
- 2020年11月05日付け、政府の政令第132/2020/NĐ-CP号第16条3項；
- 2013年08月15日付け、財務省の通達第111/2013/TT-BTC号第2条3項a点；
- 2013年08月15日付け、財務省の通達第111/2013/TT-BTC号第10条；
- 2013年08月15日付け、財務省の通達第111/2013/TT-BTC号第25条1項d点。

12 株主からの借入金に係る利息支払

2025年12月02日付け、ビンロン省税務局発行の株主からの借入金に係る利息支払に関するオフィシャルレター
第1539/VLO-QLDN3号

上記の法規定に基づき、以下のとおり指導される：

企業は、銀行における担保解除を行うため、個人株主との間で利率0%の金銭消費貸借契約を締結したことに伴い、税務政策上の問題に直面している。これに対し、ビンロン省税務局は以下の原則に基づき回答している。

- 企業が株主（個人）から借入れを行い、当該株主が企業を支配・経営する個人、又は2020年11月5日付けの政府の政令第132/2020/NĐ-CP号第5条2項g号に規定される関係者に該当し、かつ当該借入金額が課税年度における発生取引時点の所有者資本の少なくとも10%以上である場合、両者は「関連者」に該当する。したがって、企業と株主との間の利率0%の貸付取引は、政令第132/2020/NĐ-CP号第1条2項に基づく関連者取引とみなされる。関連者取引を有する企業については、法人税の課税所得計算上控除可能な利息費用の範囲は、同政令第16条3項の規定に従うものとされる。

12 株主からの借入金に係る利息支払

2025年12月02日付け、ビンロン省税務局発行の株主からの借入金に係る利息支払に関するオフィシャルレター
第1539/VLO-QLDN3号

企業が株主（個人）から利率0%で借入れを行う場合、当該貸付行為は市場における通常の取引価値に従っていないものとされ、税務管理法第38/2019/QH14号第50条1項đ点に基づき、税務当局による税額の推定の対象となる。株主である個人については、通達第111/2013/TT-BTC号第10条の規定に基づき「資本投資からの所得」が発生したものとされ、当該資本投資所得に対する税率は、総合税率表に基づき5%が適用される。

13 税務政策のガイダンス

2025年12月10日付け、クアンガイ省税務局発行の税務政策のガイダンスに関するオフィシャルレター第3525/QNG-QLDN1号

1. 仕入側インボイスの修正・代替インボイスの申告について

誤って発行された電子インボイスに対する修正インボイスまたは代替インボイスについては、企業は政令第70/2025/NĐ-CP号第1条13項に規定される修正インボイスおよび代替インボイスの申告に関するガイダンス、ならびに2024年11月29日付けの法律第56/2024/QH15号第6条6項に規定される税務申告書の追補申告の原則に基づき、手続きを行うものとする。

企業が仕入に係る付加価値税（VAT）の申告または控除に誤りを発見した場合には、付加価値税法第48/2024/QH15号第14条1項d号、政令第181/2025/NĐ-CP号第23条6項、並びに法律第56/2024/QH15号第6条6項の規定に基づき、訂正および追補申告を行うものとする。

13 税務政策のガイダンス

2025年12月10日付け、クアンガイ省税務局発行の税務政策のガイダンスに関するオフィシャルレター第3525/QNG-QLDN1号

2. 懸賞・抽選活動に係る個人所得税の申告について

企業が懸賞性を有する抽選形式ゲームプログラムを実施する場合、当該プログラムへの参加により労働者が受領する現物による賞品は、通達第111/2013/TT-BTC号第2条6項の規定に基づき、「懸賞による課税所得」に該当する。各回の当せんごとに受領する賞品の価額のうち、10,000,000ドンを超える部分が個人所得税の課税所得となる。企業は、賞品を支払う前に、当せん所得に対して（税率10% × 課税所得）により個人所得税を源泉徴収し、通達第80/2021/TT-BTC号に添付の申告様式 06/TNCNにより申告を行わなければならない。

一方、労働者が受領する金銭・現物による賞与その他の利益が給与・賃金所得の性質を有する場合には、企業は給与・賃金所得に係る個人所得税の課税規定に基づき、個人所得税の計算・源泉徴収・申告を行うものとする。

新情報 2025年12月

14 貸付金の担保資産の売却に係る課税

2025年12月26日付け、税務局発行の貸付金の担保資産の売却に係る課税に関するオフィシャルレター第6307/CT-CS号

以下の法的根拠に基づく：

- 2014年6月18日付け財務省通達第78/2014/TT-BTC号第7条6項；
- 2024年1月18日付け信用機関法第32/2024/QH15号第199条および第200条。

上記の規定に基づき、以下のとおり指導される：

信用機関法第32/2024/QH15号第200条の規定に基づき、不良債権に係る担保資産の譲渡に関する担保提供者および譲受人の納税義務については、税法の規定に従って履行されるものとされている。

法人税法令の規定に基づき、企業が貸付金の担保として保有する自動車等の資産について、執行機関が当該担保資産を競売により売却し不良債権の処理を行う場合には、当該担保資産の譲渡から生じる所得は、2014年6月18日付けの財務省通達第78/2014/TT-BTC号第7条6項の規定に従って認識および算定されるものとされる。

15 稅務およびインボイス違反に対する処罰

2025年12月02日付け、政府発行の税務およびインボイス違反に対する処罰を規定した政令第125/2020/ND-CP号を修正・補足に関する政令第310/2025/ND-CP号

本政令は、2026年01月16日より施行される。

本政令は、税務およびインボイス分野における行政違反行為の処罰に関する規定を調整し、税務およびインボイス法令に違反する行為を行った組織および個人に適用される。

1. 一般規定

- ・ 土地賃貸料、鉱物採取収入、税引後利益など、国家予算に属する各種徴収項目を含む、税務に関する行政違反の定義を明確化するものとしている。
- ・ 自然災害、火災、戦争等の不可抗力事由を具体的に規定し、責任免除の対象としている。
- ・ 処罰時効：
 - 税務手続：2年。
 - 脱税行為：5年。
 - 監査・検査が始まる前に納税者が自主的に修正申告を行った場合は処罰しない。

15 税務およびインボイス違反に対する処罰

2025年12月02日付け、政府発行の税務およびインボイス違反に対する処罰を規定した政令第125/2020/ND-CP号を修正・補足に関する政令第310/2025/ND-CP号

2. インボイス違反の処罰

- 不正なインボイスの売買行為について、20,000,000～50,000,000 ドンの罰金を適用する。
 - 大規模違反（10枚以上）の場合はより重い処罰される。
 - 複数回違反の場合は、最も重い行為に対応する処罰を適用する。
 - インボイスの廃棄に関する規定違反には 4,000,000～8,000,000 ドンの罰金を適用する。
 - インボイス発行時期の誤り：違反インボイスの枚数に応じて、500,000～70,000,000 ドンの段階的な罰金を適用する。
 - インボイス未発行の行為：未発行インボイスの枚数に応じて 1,000,000～60,000,000 ドンの罰金を適用する。

15 税務およびインボイス違反に対する処罰

2025年12月02日付け、政府発行の税務およびインボイス違反に対する処罰を規定した政令第125/2020/ND-CP号を修正・補足に関する政令第310/2025/ND-CP号

3. 税務違反の処罰

- 税務申告書の提出が90日を超えて遅延した場合、15,000,000～25,000,000 ドンの罰金を適用する。
- 申告漏れ税額に対し 20% の罰金を適用する。
- 脱税・不正行為については、逃れた税額の1～3倍の罰金を適用する。
- 関連機関が情報を提供しない、または不正確な情報を提供した場合、6,000,000～16,000,000 ドンの罰金を適用する。

15 稅務およびインボイス違反に対する処罰

2025年12月02日付け、政府発行の税務およびインボイス違反に対する処罰を規定した政令第125/2020/ND-CP号を修正・補足に関する政令第310/2025/ND-CP号

4. 処罰権限の拡大

政令第125/2020/ND-CP号第33条（政令第310/2025/ND-CP号第1条12項により修正・補足）に基づき、インボイス行政違反に対する処罰権限が以下の主体に拡大される：

- 税務職員
- 基層税務責任者
- 税務支局長
- 税務局長
- コミューンレベル人民委員会主席

16 商業割引のインボイス発行および5,000,000 ドン未満の現金による費用・付加価値税 (VAT) 支払

2025年12月03日付け、タイニン省税務局発行の、商業割引のインボイス発行および5,000,000 ドン未満の現金による費用・付加価値税 (VAT) 支払に関するオフィシャルレター第3322/TNI-QLDN2号

以下の法的根拠に基づく：

- 政令第70/2025/NĐ-CP号第1条3項a号（2020年10月19日付け、政府の政令第123/2020/NĐ-CP号第4条1項を修正）；
- 2025年03月20日付け、政府の政令第70/2025/NĐ-CP号第1条3項（2020年10月19日付け、政府の政令第123/2020/NĐ-CP号第19条の名称および第19条を修正・補足）；
- 2020年10月19日付け、政府の政令第123/2020/NĐ-CP号第10条6項đ号；
- 2025年03月20日付け、政府の政令第181/2025/NĐ-CP号第14条2項（付加価値税課税価格の原則規定）；

16 商業割引のインボイス発行および5,000,000 ドン未満の現金による費用・付加価値税 (VAT) 支払

2025年12月03日付け、タイニン省税務局発行の、商業割引のインボイス発行および5,000,000 ドン未満の現金による費用・付加価値税 (VAT) 支払に関するオフィシャルレター第3322/TNI-QLDN2号

- 2024年11月26日付け、国会の法第48/2024/QH15号第14条（付加価値税法の規定）；
- 2025年07月01日付け、政府の政令第181/2025/NĐ-CP号第26条；
- 2025年06月14日付け、国会の法第67/2025/QH15号第9条（法人税法の規定）。

上記の法規定に基づき、以下のとおり指導される：

- 企業が法令の規定に基づき顧客向けの商業割引（取引割引）を適用する場合、インボイスの記載内容は、政令第123/2020/NĐ-CP号第10条6項đ点の規定に従って実施するものとする。

16 商業割引のインボイス発行および5,000,000 ドン未満の現金による費用・付加価値税 (VAT) 支払

2025年12月03日付け、タイニン省税務局発行の、商業割引のインボイス発行および5,000,000 ドン未満の現金による費用・付加価値税 (VAT) 支払に関するオフィシャルレター第3322/TNI-QLDN2号

2025年12月11日、ドンナイ省税務局は、企業からの質問に対応するため、オフィシャルレター第8073/DON-QLDN1号を発行した。しかしながら、同オフィシャルレター第8073/DON-QLDN1号に基づき 対応 した場合、納税者にとって一定の困難および実務上の支障 が生じる可能性がある。このため、ドンナイ省税務局は当該問題について税務総局に報告し、対応方針に関する 指導意見を求めて いる。

税務総局からの指導意見を求めて いる期 間中、企業は2025年12月11日付けドンナイ省税務局発行のオフィシャルレター第8073/DON-QLDN1号に基づく対応を当面実施しないものとする。指導に関する 文書が発行され次第、ドンナイ省税務局は企業に対して通知し、関連 法令の規定に従って実施す るものとする。

17 銀行に対する外貨売却取引に係るインボイス発行に関し、2025年12月11日付 オフィシャルレター第8073/DON-QLDN1号を当面実施しない旨を通知

2025年12月16日付 ドンナイ省税務局発行の銀行に対する外貨売却取引に係るインボイス発行に関し、2025年12月11日付 オフィシャルレター第8073/DON-QLDN1号を当面実施しない旨を通知するオフィシャルレター第8422/DON-QLDN1号

商業割引が商品の数量・売上高に基づき算定される場合、既に販売した商品・サービスに係る割引額は、最終購入時または次の購入期間のインボイスにて調整計上するものとし、割引額は当該インボイスに記載された商品・サービスの価額を超えない範囲で調整しなければならない。または、調整が必要なインボイス番号、金額、税額を記載した明細書を添付のうえ、調整インボイスを発行することも可能である。

- 付加価値税の控除については、付加価値税法第48/2024/QH15号第14条および政令第181/2025/NĐ-CP号第26条の規定に基づき判断するものとする。
- 法人税の損金算入可能な費用の確定については、2025年10月1日より施行され、2025年度法人税課税年度から適用される法人税法第67/2025/QH15号第9条の規定に基づき行うものとする。

18 2026年1月1日施行失業保険の拠出水準に関する新規定

2025年6月16日、国会は2025年雇用法（法第74/2025/QH15号）を可決した。本法律には多くの新規定が盛り込まれており、そのうち失業保険の拠出水準に関する新たな規定が、2026年1月1日より適用される。

2025年雇用法第33条の規定に基づき、失業保険の拠出は以下のとおり実施される。

1. 失業保険の拠出水準 および拠出責任

- a) 労働者は、月額賃金の最大1%を拠出するものとされている。
- b) 使用者は、失業保険に加入している労働者の月額賃金総額の最大1%を拠出するものとする。
- c) 国は、失業保険に加入している労働者の月額賃金総額を基礎とする失業保険拠出額について、最大1%を支援するものとし、当該財源は中央政府予算により確保される。

（2013年雇用法第57条1項の現行規定によれば、失業保険の保険料については、労働者が月額賃金の1%を負担し、使用者が月額賃金総額の1%を負担し、国家は失業保険料として月額賃金総額の最大1%を支援するものとされている。）

18 2026年1月1日施行失業保険の拠出水準に関する新規定

2025年6月16日、国会は2025年雇用法（法第74/2025/QH15号）を可決した。本法律には多くの新規定が盛り込まれており、そのうち失業保険の拠出水準に関する新たな規定が、2026年1月1日より適用される。

2. 拠出方法

使用者は毎月、上記1.bに定める水準で失業保険を拠出するとともに、各労働者の賃金から上記1.aに定める割合を控除し、一括して失業保険基金に納付する責任を負う。

2025年雇用法第31条1項a号に規定される労働者のうち、出来高払または請負制賃金を適用され、農業・林業・漁業・製塩業分野に属する企業、協同組合、協同組合連合、事業世帯に勤務する者については、使用者は社会保険機関に登録のうえ、毎月、3か月または6か月ごとの周期において失業保険料を納付することができる。

拠出期限は、各拠出周期の翌月末日までとする。

3. 拠出時点

使用者および労働者の失業保険の拠出時点は、強制社会保険の拠出時点と同一とする。

18 2026年1月1日施行失業保険の拠出水準に関する新規定

2025年6月16日、国会は2025年雇用法（法第74/2025/QH15号）を可決した。本法律には多くの新規定が盛り込まれており、そのうち失業保険の拠出水準に関する新たな規定が、2026年1月1日より適用される。

4. 拠出不要となる場合

労働者が当該月において14労働日以上賃金の支給を受けない場合、当該月の失業保険料は拠出不要とする。

5. 使用者の責任

使用者は、失業保険料を完全かつ適時に拠出する責任を負う。失業保険料の遅延拠出または未拠出・免脱行為に対する処理は、社会保険法の規定に基づき行われる。

6. 障害者労働者に対する拠出軽減

使用者は、新たに障害者である労働者を雇用し、使用する場合、当該雇用開始日から最長 12か月間、当該労働者に係る失業保険のうち、使用者負担分の軽減措置を受けることができる。

18 2026年1月1日施行失業保険の拠出水準に関する新規定

2025年6月16日、国会は2025年雇用法（法第74/2025/QH15号）を可決した。本法律には多くの新規定が盛り込まれており、そのうち失業保険の拠出水準に関する新たな規定が、2026年1月1日より適用される。

7. 契約終了時の失業保険料の拠出

労働契約、勤務契約または就業関係が終了する場合、使用者は、当該労働者に対する失業保険を全額拠出する責任を負い、労働者の失業保険給付が適時に処理されるよう確保しなければならない。

使用者が失業保険料を十分に拠出していない場合には、労働者が法令に基づき受給すべき失業保険給付に相当する金額を、使用者が直接支払う責任を負うものとする。

8. 国の責任

国は、国家予算からの支援金を失業保険基金へ振り替える責任を負う。政府は、上記（1）（6）（7）および（8）に関する詳細規定を定めるものとする。

2025年雇用法（法第74/2025/QH15号）は、2026年1月1日より施行され、2013年雇用法に代わって適用される。

19 電子的労働契約の締結および履行

2025年12月24日付け、政府発行の電子的労働契約の締結および履行に関する政令第337/2025/NĐ-CP号

1.電子的労働契約の締結および履行に関する規定について

以下の法的根拠に基づく：

- 労働法第45/2019/QH14号および電子取引法第20/2023/QH15号；
- 情報セキュリティ、デジタルデータ、電子的識別および電子認証に関する法令；
- 電子契約プラットフォームの構築および運営に関する現行法令。

19 電子的労働契約の締結および履行

2025年12月24日付け、政府発行の電子的労働契約の締結および履行に関する政令第337/2025/NĐ-CP号

1.電子的労働契約の締結および履行に関する規定について

上記の法規定に基づき、政令第337/2025/NĐ-CP号は以下のとおり規定している：

- 電子的労働契約とは、データメッセージの形式により締結および履行される労働契約をいい、書面による労働契約と同等の法的効力を有するものとする。
- 電子的労働契約の締結は、労働法、電子取引に関する法令、情報セキュリティおよび個人データ保護に関する法令、ならびに本政令の規定を遵守しなければならない。
- 電子的労働契約は、当事者間の合意に基づき、適切な電子的手段を通じてデータメッセージの形式で、労働者および使用者に送付されるものとする。
- 国は、人事管理および関連する行政手続において、書面契約に代えて電子的労働契約を利用することを奨励する。

19 電子的労働契約の締結および履行

2025年12月24日付け、政府発行の電子的労働契約の締結および履行に関する政令第337/2025/NĐ-CP号

2. 電子的労働契約プラットフォームの条件、構築および利用について

- 本政令は、電子的労働契約プラットフォームの構築、更新、管理、維持、運用、活用および利用について規定しており、内務省が当該プラットフォームの構築および運営を主導し、実施について責任を負うものとする。
- 当該プラットフォームは、中央から地方までのデータを接続し、電子的労働契約に関する取引、保存および検索について、データを統一的に活用できる体制を確保するものとする。
- 各省庁および関係機関は、当該プラットフォームと国家データベースとの接続およびデータ共有において連携するとともに、電子的労働契約の利用に対応するため、関連する行政手続の見直しおよび調整を行わなければならない。

19 電子的労働契約の締結および履行

2025年12月24日付け、政府発行の電子的労働契約の締結および履行に関する政令第337/2025/NĐ-CP号

3. 施行および適用について

- 政令第337/2025/NĐ-CP号は、2026年1月1日より施行される。
- 遅くとも2026年7月1日までに、電子的労働契約プラットフォームは正式に運用を開始しなければならず、当該時点以降、電子的労働契約の締結および履行は本政令の規定に従って実施されるものとする。

Abbreviations



VAT	Value Added Tax	MOF	Ministry of Finance
PIT	Personal Income Tax	GDT	General Department of Taxation
CIT	Corporate Income Tax	MOIT	Ministry of Industry and Trade
FCT	Foreign Contractor Tax	MOLISA	Ministry of Labor, War Invalids and Social Affair
SCT	Special Consumption Tax	DPI	Department of Planning and Investment
IET	Import and Export Tax	SBV	The State Bank of Vietnam
OTH	Other	EPE	Export processing enterprises
OL	Official Letter	EPZ	Export Processing Zone
ACC	Accounting	IZ	Industrial Zone
LAB	Labor		



2025年12月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。





お問合せ

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

HO CHI MINH OFFICE

Unit 603, 6F, Citilight Tower, 45 Vo Thi Sau Street, Tan Dinh Ward,
Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: +84 28 3820 5731/ 2 | **Fax:** +84 28 3820 0906

HA NOI OFFICE

19F, Tower 1, Capital Place Building, 29 Lieu Giai Street, Ngoc Ha Ward,
Ha Noi City, Vietnam

Tel: +84 81 489 4789

TOKYO OFFICE

Corporate Advisers Inc
Japan Tokyo-to Chiyoda-ku, Kasumigaseki 3-2-5 Kasumigaseki Building 33F
Tel: +81 3 3593 3238 | **Fax:** +81 3 3593 3248



URL: www.kmc.vn

Email: info@kmc.vn

Hotline in English: +84 81 489 4789

Hotline in Japanese: +84 91 988 9331

